

介護支援専門員（ケアマネジャー）

| 資格の種類 | | |
|-------|----|-----|
| 国家 | 公的 | その他 |

●介護支援専門員とは

介護保険制度において、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成機関）、および介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床郡等）において、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職です。

また、市町村から委託を受けた場合には、要介護認定のための調査を実施することも職務となっています。

●資格取得方法

介護支援専門員は、保健・医療・福祉の各種専門職及び相談援助業務経験を有する者の中から養成するという考え方で、下記図1の資格と実務経験の要件を満たした場合、実務研修を受講するための試験を受けることができることとなっています。試験に合格した上で、研修を受講することが必要となります。いずれにしても5年の実務経験を要求しているので、新卒や転職の際に事前に獲得できるものではありません。

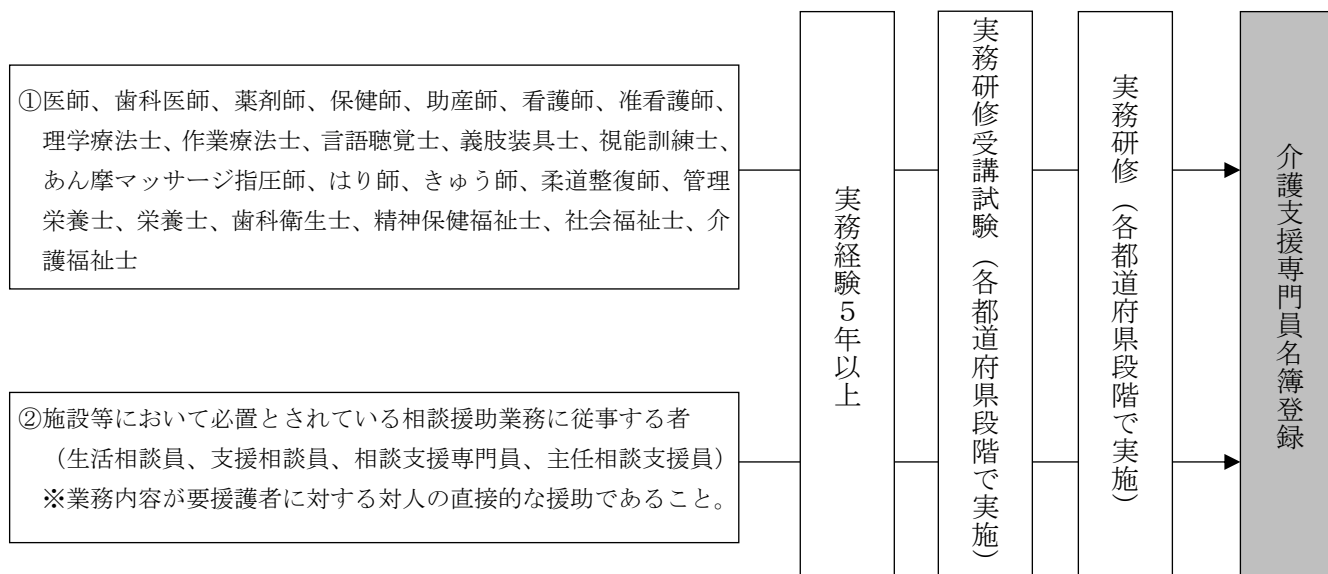
●介護支援専門員の資格取得コース（受験資格）

図1の該当職種及び業務従事期間のいずれも満たす者であって、かつ要援護者に対する直接的な援助が本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

なお、次の①から⑦の該当者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、登録を受けることができません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令に定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- ⑥登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- ⑦登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

【図1】



・実務経験5年以上とは：従事期間5年以上かつ従事日数900日以上

※介護支援専門員は登録後5年ごとに更新研修があります。

※受験資格の詳細については各都道府県の担当課までお問い合わせください。

●試験について

(1) 申込期間・試験日

〔申込期間〕6月 〔試験日〕10月

(2) 問い合わせ先

岡山県 保健福祉部 長寿社会企画班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7326

岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページ

URL : <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>